

## 袋井市国際交流活動支援交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、市民の多文化共生意識の醸成及び国際社会で活躍することができる人材の育成並びに地域の活性化を図ることを目的として、国際交流事業を行う団体等（以下「国際交流団体」という。）に対し、予算の範囲内において袋井市国際交流活動支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、「国際交流事業」とは、国際交流、多文化共生、国際協力又は国際理解を推進することで相互理解を図る事業であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本や外国の文化理解を促進する事業
- (2) スポーツ、教育等に関する交流事業
- (3) 外国人市民の支援に関する事業
- (4) 国際的な支援及び国際協力に関する事業
- (5) その他市長が必要と認めた事業

### (交付の対象経費)

第3条 交付の対象は、国際交流団体が行う次の各号のいずれにも該当する国際交流事業に要する経費（以下「交付対象経費」という。）とする。

- (1) 市民が主たる参加者となる事業であること。
- (2) 市民を対象に広く参加を募り、特定の個人又は団体を対象としない事業であること。
- (3) 交付金の交付を受けようとする年度の2月末日までに完了する事業であること。
- (4) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としない事業であること。
- (5) 国、地方公共団体又はそれらの関係団体から補助金等の交付を受けていない事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 国際交流団体の運営に係る経費並びに構成員に対する人件費及び旅費
- (2) 特定の個人等に対する給付経費及びそれに類する経費

- (3) 不動産及びその従物の取得に要する経費
- (4) 施設等の建設又は整備に要する経費
- (5) 取得価格又は評価額が10万円以上の物品の取得に要する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費  
(交付金の額)

第4条 交付金の額は、1事業につき、5万円を上限の額（以下「上限額」という。）とし、交付対象経費の実支出額と上限額を比較して少ない方の額と、総事業費から参加費、寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

（交付の申請）

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業開始の7日前までに、国際交流活動支援交付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 国際交流活動支援交付金申請団体概要書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（決定の通知及び交付金の交付）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定を行い、国際交流活動支援交付金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、交付金を交付する。

（変更の承認申請）

第7条 交付金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、事業変更（軽微な変更を除く。）、中止しようとするときは、あらかじめ国際交流活動支援交付金変更承認申請書（様式第4号）に、市長が必要と認める書類を添えて市長へ提出し、承認を受けなければならない。

（変更決定の通知）

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは変更の決定を行い、国際交流活動支援交付金交付額変更決定通知書（様式第5号）により交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付対象者は、事業が完了したときは、15日以内に、国際交流活動支援交付金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 領収書等交付対象経費の支出にかかる書類
- (2) 写真等事業の様子が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(交付金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認め  
たときは交付金の額を確定し、国際交流活動支援交付金交付確定通知書（様式第7号）  
により交付対象者に通知するものとする。

(決定の取消し及び通知)

第11条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全  
部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、国際交流活動支援交付金交付額決定  
取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(交付金の返還)

第12条 市長は、前条の規定による交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに  
係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるも  
のとする。

2 市長は、交付対象者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を  
超える交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した  
交付金については、第11条から第12条の規定は、同日後もなおその効力を有する。